

原規規発第 20101414 号
令和 2 年 1 0 月 1 4 日

関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 3 号機に係る発電用原子炉施設の設計及び工事の計画の届出に係る工事開始制限期間について

2020年9月7日付け関原発第297号をもって届出があり、令和2年10月6日付け原規規発第2010063号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第43条の3の10第5項の規定に基づき、同条第2項に規定する工事を開始してはならない期間を延長した高浜発電所第3号機に係る発電用原子炉施設の設計及び工事の計画については、工事を開始して差し支えありません。